

相談窓口について

【ご意見】（令和7年11月26日受付）

市報を見ていますと市役所には様々な窓口があり、とてもありがたいことだと感じました。

しかし、子どもや高齢者、女性などの窓口はあるのに、男性を対象とした窓口が無いのはなぜでしょうか。

【回答】

男性を対象とした相談窓口につきましては、内閣府男女共同参画局が実施しました「男性相談に対するアンケート結果（令和5年7月）」によりますと、「相談窓口が必要かどうか明確な根拠がないため」「対応できる相談員がない」等の理由で設置していない地方公共団体が多いのが実情となっております。

当市においても、男性のみを対象とした相談窓口の設置はありませんが、相談、例えば生活困窮、精神保健等内容に応じそれぞれの窓口において性別を問わず対応しております。

長野県では、「男性相談」として、毎週金曜午後5～7時に電話（0266-22-7111）での相談を受けております。年間概ね100件程度の相談とのことですが、このニーズを鑑みますと、県の窓口で充足されていると考えられます。

女性に特化した相談窓口は、立場や力の弱い女性が受けてしまう暴力や明らかな差別を解消するという目的のために法的な根拠のもと設置しております。

また、全てを女性相談窓口において解決するわけではなく、相談内容により、適切な窓口との連携により改善を目指しております。

担当 人権・男女共同参画課